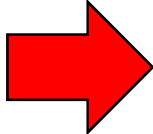


緑地を含む環境施設面積率の緩和措置

佐伯市は、平成24年4月1日から「工場立地法関連事務」の権限委譲を受けることにあわせて、緑地設置基準に係る地域準則（佐伯市独自条例）を制定しました。条例では下表のとおり緑地を含む環境施設面積率を低く設定しました。これにより、工場用地の有効活用が図られます。

★ 緑地を含む環境施設面積率の一覧表

用途地域	従前 (国準則による)		4/1日以降 (佐伯市準則)	備考
住居・商業地域等	25パーセント		25パーセント	国準則どおり
準工業地域	25パーセント	 条例制定後	15パーセント	10パーセント 引き下げ
工業地域 ・ 工業専用地域	25パーセント		10パーセント	15パーセント 引き下げ
用途指定の ない地域	25パーセント		10パーセント	15パーセント 引き下げ

注) 今回引き下げについては国が定める基準の最下限となる。